

各 都道府県 成年後見制度利用支援事業担当課 御中
市町村

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室
老健局認知症施策・地域介護推進課

成年後見制度利用支援事業の適切な実施について

日頃から成年後見制度の利用促進にご尽力いただきありがとうございます。

低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）において、

- ・ 市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・ 全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

とされたところであり、また、同計画のKPIにおいて令和6年度末までに市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討とされたところです。「市町村による適切な実施」とは、少なくとも、同事業の対象として、①市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬、②生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、③後見等監督人が選任される場合の報酬を含みます。【別添P1～2】

令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果においては、助成制度を設けている市町村は増加傾向にあり、また、市町村長申立以外に本人申立や親族申立の場合や、生活保護以外の低所得者を対象とする市町村が拡大傾向にあることが認められた一方、未だ成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村が存在するとともに、対象を限定している市町村があることが認められたところです。【別添P3～4】

市町村におかれては、第二期計画を踏まえ、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な実施についてご検討いただくとともに、これらの実施に必要な予算の確保に努めていただきますようよろしくお願ひします。あわせて、本事業の実施内容等について各自治体ホームページ等における周知や窓口における相談等の適切な支援についてお願ひします。

都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析に努め、必要に応じて、その結果を公表し、具体的な対応を助言するなど適切な実施に向けた広域的な見地からの支援をお願ひします。

なお、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業を実施しており、今後、適切な実施に向けた留意事項を整理の上、お示しする予定であることを申し添えます。【別添P5～6】

(P16)

- Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - ③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

・低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。

・そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

・国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。

KPI（第二期成年後見制度利用促進基本計画）

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・ 周知・広報 ・ 適切な運用の確保に関する取組	・ 全1,741市町村 ・ 全50法務局・ 地方法務局 ・ 全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進 ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・ 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・ 全47都道府県 ・ 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・ 全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
	成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施		
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・ 全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
都道府県の機能強化 ・ 都道府県による協議会設置	・ 全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

助成制度の実施状況（高齢者関係）

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から回答

時点	助成制度あり	助成内容			なし
		申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
令和3年4月1日	1,690	1,575	16	99	51
令和2年4月1日	1,660	1,508	25	127	81
平成31年4月1日	1,658	1,509	32	117	83

②申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

※助成制度がある自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667
令和2年4月1日	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588
平成31年4月1日	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575

③申立費用や報酬の助成実績（件数）

時点	申立費用の助成	報酬助成
令和2年度	4,619	11,128
令和元年度	4,009	10,038
平成30年度	3,777	8,325

助成制度の実施状況（障害者関係）

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から

時点	助成制度の実施状況 (自治体数)				
	助成制度 あり	なし			
		申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
令和3年4月1日	1,682	1,565	20	97	59
令和2年4月1日	1,650	1,504	30	116	91
平成31年4月1日	1,642	1,496	34	112	99

②申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

※助成制度がある
自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651
令和2年4月1日	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573
平成31年4月1日	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

③申立費用や報酬の助成実績（件数）

時点	申立費用 の助成	報酬助成
令和2年度	1,035	4,401
令和元年度	834	3,864
平成30年度	920	3,107

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

1. 事業名

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

2. 事業実施団体

一般財団法人日本総合研究所

3. 事業概要

全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、「市町村長申立て」の適切な実施や「成年後見制度利用支援事業」の積極的な実施が重要である。しかし、市町村長申立ての実施状況や、成年後見制度利用支援事業の運用状況については、市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、本事業では、以下について取り組む。

①「市町村長申立て」について

- ・ 全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握
- ・ 好事例のとりまとめ・紹介や、各自治体が参考となるような取組の提案

②「成年後見制度利用支援事業」

- ・ 全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由等の把握
- ・ 事業の推進につながる留意事項の整理

4. 検討体制

学識者	山城一真教授（早稲田大学） ※座長
専門職	弁護士、司法書士、社会福祉士
自治体	都道府県、指定都市、中核市、町村
オブザーバー	厚生労働省老健局、社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

5. 事業内容

アンケート調査

(市町村及び都道府県)

①市町村アンケート調査

- 目的：市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の実施状況や支障事例、課題等の把握
- 対象：市町村（1,741市町村の高齢福祉担当部署、障害福祉担当部署）
- 内容：
 - ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組実施状況
 - ・ 市町村長申立ての要綱・マニュアル等の整備状況、内容、検討体制、支障事例、課題等
 - ・ 成年後見制度利用支援事業の要綱・マニュアル等の整備状況、内容、未実施理由、課題等

②都道府県アンケート調査

- 目的：都道府県による市町村支援の取組状況の把握
- 対象：都道府県（47都道府県の成年後見制度利用促進担当部署）
- 内容：
 - ・ 市町村に対する支援内容（相談・助言対応、研修の実施等）
 - ・ 市町村間の調整事例

ヒアリング調査

(市町村及び都道府県)

①市町村ヒアリング調査

- 目的：市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて、モデルとなり得る市町村の取組等をアンケート調査結果から抽出し、工夫や課題解決に向けたヒントを得る。
- 対象：7市町村程度

②都道府県ヒアリング調査

- 目的：市町村支援の取組や調整を行った内容等について、工夫や課題解決に向けたヒントを得る。
- 対象：5都道府県程度

6. スケジュール

6月：実施団体決定、8月：第1回委員会開催、9～10月：アンケート調査、10～12月：ヒアリング調査、1月：第2回委員会開催、3月：第3回委員会開催、報告書完成